

○柔、剣道の段位審査に関する通知

昭和 36 年 2 月 6 日

海幕防教 1 第 36 号

改正 平成21年 8 月 7 日 海幕教第6392号〔第 1 次改正〕

海上幕僚監部防衛部長から各部隊の長・各機関の長あて

柔、剣道の段位審査に関する通知

柔、剣道は自衛隊における体育として重視されてきた種目であり、海上自衛隊においても教育訓練はもちろん、大会等を通じて奨励されてきたところであるが、近来柔、剣道の普及が進み各部において訓練指導が盛んに行なわれ、隊員の体力、精神力の向上に寄与しているばかりでなく、遠洋航海時、対外試合を通じて国際親善にも寄与している。しかるに、海上自衛隊における勤務の特質上隊員が日本柔道連盟及び全日本剣道連盟主催の段位審査を受ける機会を得難いため、実力検討の機会に恵まれず術力向上への意欲を阻害する面があったので、昨年来、日本柔道連盟及び全日本剣道連盟と折衝した結果、別紙第 1、第 2 の要領で段位審査を自主的に実施することを承認された。この結果に基づき、近く実施される海上自衛隊第 5 回柔、剣道大会（開催地呉）において第 1 回の段位審査が実施される予定であるので、き下隊員に周知させられたい。

なお、この審査は、海上自衛隊における柔、剣道の発展に資するとともに、将来の便宜供与の基礎となるので、隊員に極力利用させるよう、よろしく取り計らいを得たい。

別紙第1

柔道段位審査要領

- 1 段位審査会は毎年1回実施するものとし、時期、場所は特令による。
- 2 段位は日本柔道連盟所定の段位とする。
- 3 審査は初段、2段、3段に対して行なう。
- 4 審査会は都道府県柔道連盟の審議員数名と臨時審議員数名（4段以上の海上自衛隊員を当てることができる。）計10名以上を以て組織し、内1名を委員長とする。委員長は海上幕僚長が委嘱する。
- 5 試験方法は次のとおりとする。

(1) 実技

(2) 形（投げの形、固めの形）

ただし、海上自衛隊柔、剣道大会及びその他の大会において抜群の成績を収めた者は実技を省略することがある。

- 6 受審者の資格を次のとおりとする。

海上自衛隊員

- 7 日本柔道連盟への登録

合格者は日本柔道連盟の規定に基づき審査会を通じて連盟への入会（すでに入会している者を除く。）及び段位登録の申請を行なうものとする。申請者に対して日本柔道連盟から合格証書が授与される。

別紙第2

剣道段位審査要領

- 1 段位審査会は毎年1回実施するものとし、時期場所は特令による。
- 2 段位は全日本剣道連盟所定の段位とする。
- 3 審査は初段、2段、3段に対して行なう。
- 4 審査会は都道府県剣道連盟の審議員3名以上及び臨時審議員若干名（5段以上の海上自衛隊員を当てることができる。）計5名を以て組織し内1名を委員長とする。委員長は都道府県連盟の会長が指定する者とする。審査会の議決は3名以上の同意を得なければならない。
- 5 試験方法は次のとおりとする。
 - (1) 第1次試験においては術科を課し、合格者は第2次試験を受けさせる。
 - (2) 第2次試験において形（日本剣道形太刀3段には7本、2段には5本、初段には3本）を課す。
- 6 合格者には段位適認証を交付する。
- 7 受審者の資格を次のとおりとする。
 - (1) 海上自衛隊員
 - (2) 各段位に対する制限
 - 2段 初段合格から満1か年以上を経過したもの
 - 3段 2段合格から満1か年以上を経過したもの
- 8 全日本剣道連盟への登録

段位適認証の交付を受けた者は所属部隊所在地の都道府県剣道連盟に対し、連盟の規定に基づき、連盟への入会（すでに入会している者を除く。）及び段位の登録申請を行なうものとする。申請者に対しては全日本剣道連盟から合格証書が授与される。